

吉野川市国民健康保険税計算方法

- ①医療分・・・医療費の給付などに充てられる財源
- ②後期高齢者支援分・・・後期高齢者医療制度を支えるための支援金
- ③介護分・・・介護保険の財源となる介護納付金分（40歳～64歳の介護2号被保険者の方のみご負担いただくもの）

- ㊦所得割・・・国保加入者の前年中の所得に応じて計算
- ㊧資産割・・・国保加入者の課税当年度の固定資産税額に応じて計算
- ㊨均等割・・・国保加入者一人につきいくらかと計算
- ㊩平等割・・・一世帯につき計算

※所得割に用いる所得=前年中の総所得金額等－基礎控除（令和3年度は43万円）

※資産割に用いる資産=課税当年度の国保加入者名義の土地・家屋にかかる固定資産税額

（計算式）下の各項目を組み合わせると一世帯の保険税額が決まります。

区 分		令和3年度税率等		国保税年税額
				①+②+③
① 医療分	所得割 加入者の所得()円 ×	8.85%	→ ㊦()円	医療分の保険税計 ① 限度額63万円
	資産割 加入者の資産税額()円 ×	29.80%	→ ㊧()円	
	均等割 世帯の加入者数()人 ×	1人につき 29,000円	→ ㊨()円	
	平等割 世帯につき計算	1世帯につき 20,800円	→ ㊩ 20,800円	
② 後期高齢者支援分	所得割 加入者の所得()円 ×	3.00%	→ ㊦()円	後期高齢者支援分の保険税計 ② 限度額19万円
	資産割 加入者の資産税額()円 ×	2.80%	→ ㊧()円	
	均等割 世帯の加入者数()人 ×	1人につき 8,800円	→ ㊨()円	
	平等割 世帯につき計算	1世帯につき 6,000円	→ ㊩ 6,000円	
③ 介護分 (40～64歳)	所得割 加入者の所得()円 ×	2.20%	→ ㊦()円	介護分の保険税計 ③ 限度額17万円
	資産割 加入者の資産税額()円 ×	6.50%	→ ㊧()円	
	均等割 世帯の加入者数()人 ×	1人につき 8,400円	→ ㊨()円	
	平等割 世帯につき計算	1世帯につき 6,000円	→ ㊩ 6,000円	

【令和2年度と令和3年度税率比較】

	算定区分	令和2年度	令和3年度
医療給付費分	所得割	7.25%	8.85%
	資産割	32.2%	29.8%
	均等割	29,000円	29,000円
	平等割	20,800円	20,800円
後期高齢者支援分	所得割	2.55%	3%
	資産割	7.8%	2.8%
	均等割	6,800円	8,800円
	平等割	5,200円	6,000円
介護納付金分	所得割	1.12%	2.2%
	資産割	6.5%	6.5%
	均等割	4,500円	8,400円
	平等割	6,000円	6,000円

【令和2年度と令和3年度軽減判定所得比較】

軽減割合	令和2年度	令和3年度
7割	33万円以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	33万円+(28.5万円×国保加入者数)以下	43万円+(28.5万円×国保加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	33万円+(52万円×国保加入者数)以下	43万円+(52万円×国保加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下